

オタワ性的暴行プロトコール

力を合わせて 2006年1月

このプロトコールの目的は、性的暴力の被害者／サバイバーに
質の高いサービスを提供するために
サービス提供者の調整と支援を行うことである。

公約

本プロトコールに署名した私たちは、それぞれのサービスの責務において、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

署名のページ

Christine Jacques

pour le CALACS
francophone d'Ottawa (Centre
francophone d'aide et de lutte contre les
agressions à caractère sexuel)

Jill Skinner

性的暴行ネットワーク共同議長

Hilary McCormack

検事長
検察庁

Susan Havart

オタワ性的暴行サポートセンター

Vince Bevan

オタワ警察長官

Jennifer Wainman-McNaught

成人のためのオタワ性的暴行・
パートナー虐待ケアプログラム
(SAPACP) サービス
コーディネーター

Sandy Onyalo

オタワレイプ救援センター所長

Rachel Theoret

被害者／証人支援
プログラムマネージャー

目次

1.	序論.....	5
2.	性的暴力の背景.....	6
3.	定義.....	7
4.	原則と信念の表明.....	10
5.	性的暴行を受けた人々への対応.....	12
6.	システムのフローチャート—アクセスポイントと サービスのオプション.....	17
7.	プロトコールのコミュニティ組織：.....	18
	• 医療.....	18
	• オタワ病院性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム (SAPACP) の成人向けサービス (The Ottawa Hospital Sexual Assault and Partner Abuse Care Program (SAPACP) Services for Adults)	18
	• 刑事手続き／法.....	23
	• オタワ警察 (Ottawa Police Service) (OPS)	23
	• 検事局 (Crown Attorney’s Office)	32
	• 被害者／証人支援プログラム (Victim / Witness Assistance Program)	36
	• オタワ警察被害者救援ユニット (Ottawa Police Service – The Victim Crisis Unit) (VCU)	38
	• カウンセリング／サポート.....	41
	• オタワ性的暴行サポートセンター (Sexual Assault Support Centre Ottawa) (SASC)	41
	• オタワレイプ救援センター (Ottawa Rape Crisis Centre) (ORCC)	52
	• CALACS オタワフランス語圏支援センター (Centre francophone d’aide et de lutte contre les agressions a caractere sexuel)	61
8.	その他のコミュニティ組織.....	68
9.	性的暴行ネットワーク.....	77
10.	説明責任.....	79
付属文書	性的暴力に関するリソース：.....	81
	性的暴行プロトコール委員会.....	85

序論

A 性的暴行プロトコールとは何か

性的暴行プロトコールの目的は、性的暴行のサバイバー／被害者にサービスを提供するオタワの主な組織について文書にまとめ、広く人々に知ってもらうことである。このプロトコールには、これらの組織によってどのようなサービスが提供され、どうすればそれを利用できるのかが書かれている。

この文書は、性的暴力への対応を中心的業務とする刑事司法、保健医療、社会サービス分野の組織のグループであるプロトコール委員会によって作成された。この委員会は性的暴力に対してコミュニティとして包括的かつ効果的に対応するため、互いに連携しながら活動している。それぞれの組織が独自の任務を持っている。

性的暴行プロトコール委員会は、プロトコール参加組織間の協力関係と意思疎通の改善に取り組んでいる。すべての組織が性的暴力の被害者／サバイバーのニーズに対応している。

性的暴行プロトコールは、サービス提供者がすべての人を排除しないこと、及び人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関連した問題を理解することを集合体として公約している。

B プロトコールの起源

1996年10月、オタワ＝カールトン性的暴行ネットワーク (Sexual Assault Network of Ottawa-Carleton) がオタワ＝カールトン地域警察 (Ottawa-Carleton Regional Police Service) との協力により、包括的な性的暴行プロトコール作成の調整を行うと表明した。

これに従い、訟務・矯正省 (Ministry of the Solicitor General and Correctional Services) がオンタリオ州の全警察に対し、1998年1月1日までにプロトコールを作成するよう命じた。

このプロトコールは初版を更新したものである。これは発展していく文書であるため、各組織が手順を変更していることもある。変更点は性的暴行ネットワークのウェブサイト www.sanottawa.com で見ることができる。

C この文書の使用方法

この文書は、性的暴力の被害者／サバイバーにサービスを提供する主な組織について知らせることを目的としている。各組織の説明は同一の書式を使ってそれぞれが自分たちの組織について書いたものである。性的暴力をなくすという目標は共通しているが、アプローチや視点は組織によって異なっており、それがプロトコールの表現に反映されている。サービス提供者の方々は、自分自身が情報を得るためにも、支援する相手に関連情報を提供するためにもこのプロトコールを利用することができる。

性的暴力の背景

社会のどこで、どのように性的暴力が起きるのかというのは複雑な問題である。このプロトコールは、以下の作業仮説に基づいて作成されている。

「カナダでは女性に対する暴力が蔓延している・・・こうした暴力行為と女性の不平等との関連は明白である。カナダにおけるすべての女性が男性の暴力を受けやすい立場にある。人種、階級、年齢、性的指向、能力のレベル、その他の客観的な特性が単独でまたは複合的に、このリスクを増大させている。すべての女性の平等が実現されるまで暴力を受けやすい立場が維持され、女性が暴力から自由になるまで平等を実現することができない。」(『状況を変える：暴力の終焉と平等の実現』女性への暴力に関するカナダ委員会の最終報告書、1993年)

過去10年、カナダでは性的暴行と子どもの性的虐待への意識が高まっている。性的暴力の大部分が女性と女兒に対するものであるが、男性も性的暴力の被害者となりうることが認識されている。

『The Daily』(2003年7月25日カナダ統計局)によると、2002年、

- オンタリオ州の警察に被害届が出された性的暴行事件が8,877件あった。加害者の98%が男性、被害者の85%が女性であった。オタワは性的暴行の被害届提出率が国内で最も低い。
- 被害届が出されても、性犯罪は他の暴力犯罪に比べて訴追される率が低い。
- 成人の裁判所において、性犯罪で起訴された人は他の暴力犯罪で起訴された人に比べて有罪となる率が低い。

性的暴行プロトコール委員会の主な関心事項の1つは、すべてのサービス提供者が従う一貫したアプローチを確立することである。性的暴力はすべてのコミュニティメンバーによる総合的なアプローチを必要とする複雑で体系的な問題である。委員会は、性的暴力への対処の仕方として被害者/サバイバーが選んだ方法を尊重することから出発する。ゆえに、システムのそれぞれの部分が被害者/サバイバーに対して開かれ、その意思に対応できることが必要である。

体系的な問題は、委員会が取り組んでいる性的暴力に関する支援システムの中に存在する。プロトコール委員会が憂慮する問題の1つは、性的暴行の被害届を出さない人が多いということである。2004年、カナダ統計局が行った一般社会調査によると、性的暴行の90%は被害届が出されていなかった。また、この調査から、女性は男性の5倍、性的暴行の被害を受けやすいということも明らかになった。

委員会は、性的暴力について議論するとき、それを1つの強みととらえている。暴力をもっと目に見えるものにすることが社会にとって性的暴力の力学をよりよく理解し、それに対応するチャンスになるからである。

定義

この性的暴力プロトコールは、性的暴力の大人の被害者／サバイバー、及び子ども時代に性的虐待を受けた大人の被害者／サバイバーに対するオタワ地域の対応をまとめたものである。プロトコール委員会は、何才からを大人と定義するかはそれぞれのサービス提供者によって異なり、それはしばしば適用される法律によって決まることを認識している。子どもの性的虐待被害者に対するコミュニティの対応は 1989 年のオタワ＝カールトン児童虐待プロトコールにまとめられている。委員会は、14 才から 18 才の被害者／サバイバーに関してはこのプロトコールと児童虐待プロトコールが重複していることを認識している。

子どもの性的虐待 (child sexual abuse)

子どもの性的健全性 (インテグリティ) を侵害する性的な性質の直接的または間接的な暴行もしくは接触、または接触の誘い。暗黙または直接的に子どもに性的行為を強いる、または子どもに性的特徴を持つ服従を強要する権力や力。

秘密保持 (confidentiality)

法の範囲内で、相談者の情報のプライバシーを守ること。

合意 (consent)

その性的活動を行うことに自発的に同意すること。

以下の場合、合意は存在しない。

1. 同意が被害者以外の人によって言葉、身ぶり、行動、またはその他の手段で表明されたとき
2. 被害者がその活動に合意する能力を持たないとき
3. 加害者が信頼、力、または権力の立場を乱用することによってその活動を行うよう被害者を誘導したとき
4. 被害者が同意しないことを言葉、身ぶり、行動、またはその他の手段で表現したとき
5. 合意に基づく活動を行うことに言葉、身ぶり、行動またはその他の手段で合意した被害者が、その活動を続けることに同意しないと示したとき

告訴人が性的活動に合意したという被疑者の側の誠実な、しかし誤った信念は、被疑者のその信念が自己誘発による酩酊、または無謀もしくは意図的な無分別によって引き起こされた場合、または告訴人が合意していることを確認する合理的な手段を被疑者が取らなかった場合を除いて、弁護理由になるということに注意することが重要である。

子どもは、相手が自分の年齢の上下 2 才以内の年齢で権力または信頼の地位にない場合を除き、性的活動に合意する能力を持たないとみなされる (150.1 条 CC)。

ホモフォビア (homophobia)

レズビアン、ゲイ、両性愛者、性転換者、トランスジェンダー (LGBT) への不寛容、恐怖、憎悪を含む否定的な態度や感情。これは軽蔑的な名称の使用、中傷的な「クィアジョーク (queer joke)」、ゲイバッシング、住宅、雇用、社会的な機会からの LGBT コミュニティの締め出しなど、さまざまな形をとりうる。

近親相姦 (incest)

相手が血縁関係によって自分の親、子ども、兄弟姉妹、祖父母または孫であることを知りながら性交を行った者は近親相姦を犯したとみなされる。(カナダ刑法の法的定義)

周辺化 (marginalization)

主流から疎外し、周辺に追いやること。人を軽んじ、重要性がないとみなすこと。

家父長制 (patriarchy)

女性に対する支配を作り出し、それを維持する階層的な社会関係システム。男性中心主義の理想や実践によって推進されるシステム。

儀礼的虐待 (ritual abuse)

身体的、性的、心理的、生理的、精神的虐待と拷問で構成され、しばしば集団の設定で、反復、シンボル、儀式を利用し、儀式的な形で行われる、子ども、青少年及び大人に対する残忍な暴力の形態。(儀礼的虐待は現行の刑法では定義されていない。)

同性暴力 (same-sex violence)

強制や威嚇、脅し、子ども、孤立、軽視、否定、非難、感情的虐待または経済的虐待を使った同性パートナーに対する身体的または性的な暴力行為。

性的暴行 (sexual assault)

人の性の健全性 (インテグリティ) を侵害する望まない直接的または間接的な接触または接触の脅しの行為。これは被害者と加害者の関係にかかわらず性的暴行である。

性的暴行のサバイバー (sexual assault survivor)

性的暴行の経験を抱えて生きるのに必要な力を認識する前向きな用語。サバイバーは暴行に対しては制御力を持たなかったが、それへの対応については選択肢を持っており、自分の力を取り戻すプロセスに積極的にかかわっている。

セクシャルハラスメント (sexual harassment)

不愉快または攻撃的と考えられる性的な性質の行動、コメント、身ぶり、または接触。これは 1 回の出来事であることも繰り返される出来事であることもあり、受け手を性的対象として扱う性的な性質の非相互的な行為、コメントまたは目つきで構成される。これは人の安全と安定を脅かし、受け手の仕事の安定性や昇進の見込みを損ない、ストレスの多い職場環境を作り出す。これはサービスの利用者に損害を与えることもある。セクシャルハラスメントは性的暴力の 1 形態であり、オンタリオ人権規約 (Ontario Human Rights Code)

に基づいて犯罪とみなされる。

性的健全性（インテグリティ）(sexual integrity)

性的健全性とは人のセクシュアリティの犯すべからざる性質であり、性犯罪によって傷つけられるものと最高裁判所が定めている。この語は健全な性的全体性の権利を指す。

性的指向（sexual orientation）

同性または異性に対して魅力を感じ、恋愛関係を発展させたいという関心。

性的暴力（sexual violence）

何よりも、性的な性質の望まない行動をするよう威嚇し、脅し、強要し、実行しようとすることで特徴づけられる、性的健全性の侵害を伴う暴力、憎悪及び攻撃の行為。例としてポルノグラフィ、セクシャルハラスメント、ストーカー行為、覗き行為などがある。性的暴力は、性的暴行及びカナダ刑法に含まれるその他の性犯罪を含む。

配偶者／家庭内暴行（spousal / domestic assault）

州警察行動基準によると、配偶者／家庭内暴行は、いっしょに暮らしているかどうかを問わず、同性の関係を含ま家族の関係を通して結びついている「家族メンバー」による暴行と定義されている。これは法的に結婚している配偶者、結婚はしていないが家族タイプの関係を結んでいっしょに暮らしている配偶者、または共通の子どもを持ち、いっしょに暮らしている配偶者を含む。元配偶者とは以前に結婚していた、または離婚によって法的に別れた相手、結婚はしていないが現在または以前に親密な関係にあり、現在及び過去に交際していた相手、またはいっしょに子どもを持ち、いっしょに暮らしたことはない相手を含む。親密な関係とは、異性の関係と同性同士の間を含む。子どもとは、兄弟姉妹、異父／異母兄弟姉妹、里子、養子を含め、同じ親の子孫と定義される。拡大家族は結婚によって関係づけられる人を含む。

被害者（victim）

性的暴力の対象となったすべての人。

原則と信念の表明

1. オタワ性的暴行プロトコールでは、男女とも性的暴行の被害者／サバイバーになる可能性があるという現実を反映してジェンダー中立的な表現を用いる場合と、提供されるサービスの性質を反映し、また性的暴行の多くは女性と子どもに対して行われるという事実を認識して一方のジェンダーに限定される表現を用いる場合がある。
2. 人として尊重され暴力を受けることなく生きるのはすべての人間の基本的人権である。
3. 女性と子どもは社会における力、支配権、権力が十分ではないため、性的暴行の被害を受けやすい。性的暴行はこの不平等を映す鏡であると同時に、この不平等を固定化している。
4. 性的暴行は個人を支配及び侵害するために力と支配権を用いる攻撃行為である。これは性的親密さを表す行為ではない。
5. 性的暴行はしばしば、認知されたまたは実際の力や権力の地位にある人による信頼の侵害を伴う。
6. 性的暴行に対する被害者／サバイバーの対応は支持され、受け入れられ、尊重されるべきである。
7. 性的暴行を経験した人は、サービス提供者によって理解されない、または適切とは思われないさまざまな行動を示すことがある。これらの行動はその人の対処方略であると理解すること、及び被害者／サバイバーは生き残りのために必要であると自分が考える方法で対応していると認識することが必要不可欠である。
8. 性的暴行を経験したすべての人がすぐに繊細で適切なケアを受けるべきである。
9. いかなる介入活動においても、性的暴行の被害者／サバイバーの安全を守ることが最優先でなければならない。
10. 性的暴行の被害者／サバイバーの支援とカウンセリングは、被害者／サバイバーが情報に基づく選択をすることができるようにするため、選択肢を示し、サービスと性的暴行の影響についての情報を提供することに重点をおく。
11. 選択肢を示し、性的暴行を経験した被害者／サバイバーの独自のさまざまなニーズに応えるためには、コミュニティが一体となってサービスを提供するアプローチが不可欠である。
12. 性的暴行の被害者／サバイバーに対してサービスを提供するすべての組織は、サービスを求める人々とコミュニティ全体に対して責任を負わなければならない。
13. 性的暴行は人の性的な表現に影響を及ぼすことがあるが、人の性的指向を決める要因ではない。
14. 家庭内の性的暴行は家族だけに影響を及ぼすのではなく、コミュニティ全体に影響を及ぼす。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL
COMMITTED TO WORKING TOGETHER
JANUARY 2006 (仮訳)

15. 性的暴行をなくすのはすべての人の責任である。性的暴行プロトコールは、暴力のない社会を作るために、個人のレベルとシステムのレベルの両方で暴力の問題に取り組みなければならない。
16. 性的暴行は私たちの保健医療、法、社会のシステムの変化を必要とする社会的な問題である。
17. 性的暴行は被害者ではなく加害者が責任を負うべき犯罪であり道徳的違法行為である。被害者の行動、服装、価値観などに関するコメントは不適切であり、被害者／サバイバーに暴行の責任があるという不当な示唆をすることになる。
18. 性的暴行を受けた、またはそれに直面している青少年は大人と異なるニーズを持っていることがある。サービス提供システムはこのことに敏感でなければならず、適切なサービスを提供しなければならない。
19. 被害者／サバイバーにサービスを提供するとき、性的暴行の問題が第一の焦点である。薬物の使用、障害、精神保健、文化、経済的状态、職業の特性、性的指向などは中心的問題ではなく、被害者／サバイバーの最初の信頼を損ねてはならない。
20. 年齢、人種、言語、文化、能力、職業、経済的地位、先住民であること、地理的な場所、性的指向などの要因のために伝統的に周辺化されてきた性的暴行の被害者／サバイバーは、それぞれのニーズを満たす敏感で適切なサービスを必要とする。
21. 性的暴行は被害者／サバイバーと結びついたその他の人々、たとえば家族や目撃者などにも影響を及ぼすことがある。これらの人々にも適切な支援／紹介が必要な場合があることが認識されている。

性的暴行を受けた人々への対応

A 被害者／サバイバーの支えとなる関係を作る

性的暴行のサバイバー／被害者に対応するサービス提供者は以下のことを考慮する必要がある。

- 性的虐待は自分の身体と人生を自分でコントロールしているという意識を奪う。
- 被害者／サバイバーを支援する関係を作るとき、被害者／サバイバーが自分で選択することによって現在の状況に対するコントロールを取り戻すのを手助けする必要がある。
- 私たちは、適切な支援、サービス、情報を提供することによって、被害者／サバイバーが選ぶことができる各種の選択肢を知らせる。
- 被害者／サバイバーに敬意を払い、判断を挟まずに話を聞くことによって、その経験と感情が正当なものであると認める。
- 個人の境界を尊重するため、けっしてこちらから身体的な接触を行ってはならない。性的暴行の結果、サバイバー／被害者の個人空間が侵害されたことを忘れないようにする。
- 被害者／サバイバーの経験について共有したいと考える情報を含め、交流のペースとトーンをサバイバーにコントロールさせる。被害者／サバイバーにとって快く感じられるならば、頻繁に休憩を取ったり、多くの時間をかける。
- 現実的で正確な情報を提供し、守れない約束をしない。

被害者／サバイバーにそれぞれのサービス提供機関・団体の方針と手順を知らせる必要がある。

- 被害者／サバイバーに伝えて十分に話し合うことができるように、自分たちの組織の方針や手順（秘密保持、責任、記録の保管など）について認識すること。組織の内部方針にはすべての秘密の限界と開示の義務が含まれなければならない。
- 文化的通訳（cultural interpreter）、託児サービス、バス乗車券など、サービス機関を利用しやすくするための補助について知識を持ち、それを提案すること
- パンフレットや名刺などの文字情報と連絡先の情報をサバイバー／被害者に渡すこと

刑事司法制度を利用する場合、捜査が行われ、その後に訴追することになると、被害者の記録を裁判所に提出するよう求められる可能性があることを被害者／サバイバーに知らせる。また、裁判が行われる場合には、サービス提供者である私たちも法廷で証言を求められる可能性があることを知らせるべきである。

最後に、性的暴力は社会における複雑な問題である。メディアや社会でさまざまな意見や信念が表明されている。サービス提供者である私たちは、性的暴行に関する自身の偏見、信念、意見、仮定、及びそれが被害者／サバイバーとの関係に及ぼす影響について認識する特別な責任を有している。

B 被害者／サバイバーの権利と選択

サービス提供者である私たちは、自分の個人的な信念に一致するか否かにかかわらず、被害者／サバイバーには選択の権利があるということを認識しなければならない。被害者／サバイバーのオプションについて十分に情報を提供することによって、被害者／サバイバーはすべてのことを自分で選択できるのだと強調することがきわめて重要である。

パートナーによる暴行と児童虐待を除き、性的暴行のすべての被害者／サバイバーには以下の選択肢がある。刑事犯罪が行われたと信じる合理的な理由があるパートナーによる暴行の場合には、警察に立件の義務がある。児童虐待の場合には、児童・家族サービス法に定義される「保護を必要とする児童」かもしれないと思われる児童を児童福祉局 (Children's Aid Society) に報告する義務がある。

被害者／サバイバーのオプションは以下のとおりである。

1. 何もしない。
2. 医学的なケアを求める。被害者／サバイバーの決定により、警察が関与することもしないこともある。
3. 警察の関与を求める。
 - 警察に連絡し、刑事司法プロセス、及びそのプロセスに関連した自分の権利について情報を求める権利がある。
 - 被害者／サバイバーは、警察に連絡し、供述をすることができる。すべての申し立ては暴力犯罪連携分析システム (VICLAS) において調書に記録される。警察官から被害者／サバイバーに以下のオプションが示される。
 - a. 被害者／サバイバーが警察に情報を提供し、オタワ警察で調書を作成するが、被害者／サバイバーの要請に従ってそれ以上の捜査を行わない。
 - b. 被害者／サバイバーの要請に従い、警察官が申し立てられた加害者に話をし、その申し立てについて通知／警告をする。
 - c. 立件する。立件するという決定は警察官と被害者／サバイバーが話し合った後に行われる。
 - 被害者／サバイバーは自分の身元を明かさずにその事件を警察に届け出ることにもできる。これによって警察は連続暴行の犯人を追跡し、公共の安全性を見きわめることができる。被害者／サバイバーは匿名性に限界があることを伝えられることがある。匿名性の限界に関する詳しい情報は警察官から得ることができる。
 - 申し立てられた暴行について第三者、または匿名の者が警察に届け出ることができる。この被害届に含まれる情報により、警察官は捜査を進めることも進めないこともある。刑事手続きに先立ち、被害者／サバイバーとの接触、及びその供述が必要とされる。

C 刑事手続き

刑事事件として立件されると、その刑事手続きを続けるかやめるかを決定するのは検事長 (the Crown Attorney) である。刑事裁判に関与するとき、被害者／サバイバーは自分の権利と社会の権利が考慮されるということを理解することが重要である。ゆえに、被害者／サバイバーのインプットが非常に重要であり、それはプロセスに情報を提供することができるものの、被害者／サバイバーに最終的な決定権限があるわけではない。

刑事手続きに関する情報に加えて、被害者／サバイバーは、自分の費用負担で、刑事手続きにおいて自分の利益を訴える代理人として、または民事訴訟を提起するために (またはその両方のために) 独立した弁護士を雇う権利があることを知らされるべきである。もう1つのオプションは犯罪被害補償の申請をすることである。これに関する詳しい情報は、<http://www.cicb.gov.on.ca/>、またはこのプロトコールにリストされているサービス提供者から得ることができる。

D 犯罪被害者尊重法—1995年の被害者権利章典

被害者／サバイバーが刑事司法制度を利用しようと考えているときには、被害者権利章典 (Victim's Bill of Rights) について伝えることができる。この権利章典の目的は、刑事司法の全過程において被害者を支援するために法文化された原則を確立することである。

これらの原則は、刑事司法過程の各段階でサバイバー／被害者が担当官からどのように扱われるべきかを規定している。この原則は以下を要求している。

- 礼儀正しく、思いやりを持って、個人の尊厳とプライバシーを尊重して被害者に対応すること。
- 被害者が自分に利用できる支援サービスと救済措置に関して情報を得ること。
- 被害者が捜査の進展と起訴、判決、及び加害者の一時的な釈放について情報を得ること。
- 被害者が性的暴行を受けたときには、被害者と同性の警察官や担当者から聴取を受ける機会が与えられること。
- 個人の所有物が司法制度の目的で (たとえば捜査、裁判、控訴などのために) 必要ではなくなったならば、できる限り迅速に司法の担当者から被害者に返還されること。
- 仮出所、一時出所、逃亡を含め、加害者の条件付き釈放について被害者が情報を得ること。
- 被告の答弁と裁判前整理手続き、及び訴追における自分の役割について被害者が情報を得ること。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL
COMMITTED TO WORKING TOGETHER
JANUARY 2006 (仮訳)

また、この権利章典は、法に規定された犯罪で有罪となった者は、被害者の精神的苦痛、及びその苦痛から生じた身体的被害に対して損害賠償をする責任を有すると定めている。この章典は家庭内暴行、性的暴行、または性的暴行未遂の被害者は精神的苦痛を受けたと推定されることを明確にしている。司法の判断により、民事訴訟において被害者に以下の基準が適用される。

- 補償的損害賠償を決定する際に加害者がどのような判決を受けたかは考慮されない。
- 訴訟で勝利した被害者は、訴訟費用の大部分を加害者に弁済させる権利を有する。
- 被害者は、犯罪の起こった日から裁判の日までに生じた賠償金の利息を受け取る権利を有する。
- オンタリオ州外に住み、訴訟を起こす者は通常、訴訟の開始時に担保を提供する必要がない。

* 被害者権利章典に関する情報はオンタリオ検察庁 (Ontario Ministry of the Attorney General) のウェブサイトで見ることができる。

www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/about/vw/vicrights.asp

被害者の権利章典は重要で望ましい前進であるが、サバイバー／被害者は以下を認識すべきである。

わが国の刑事司法制度において、被害者は犯罪の証人であり、(裁判が行われるときには) 裁判での証言を通して、及び検察庁で準備される被害者影響供述書を通して刑事司法プロセスに情報を提供する。サバイバー／被害者は、どのような求刑がなされるか、どのような証拠が提示されるか、証人として誰を法廷に召喚されるかについては関与できない。これらは検察官によって決定される。

E 医療サービス

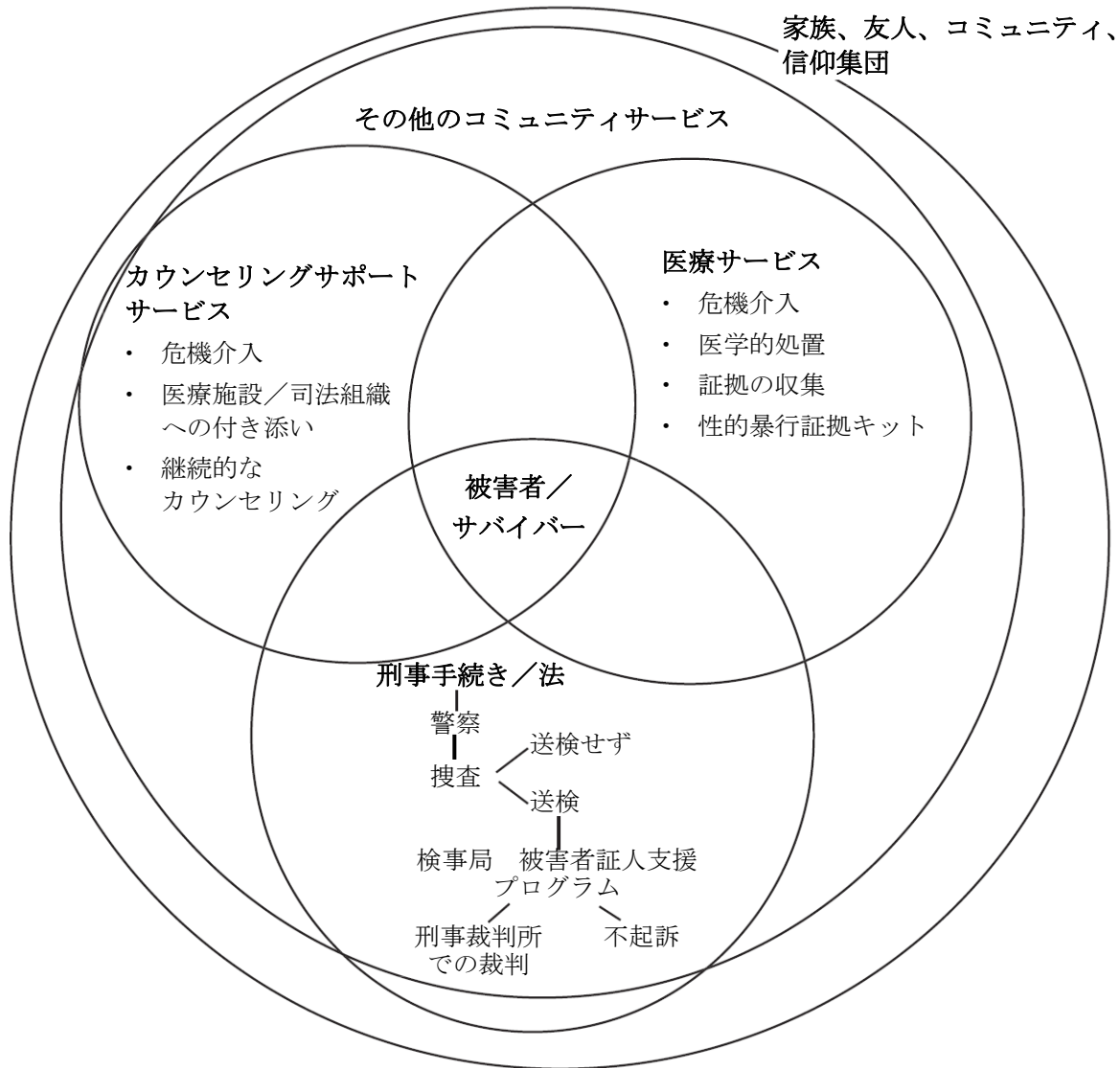
性的暴行の被害者／サバイバーは以下の権利を有する。

- 看護師の問診、医学的検査、カウンセリング、証拠の収集を含め、すべての介入活動の間プライバシーを尊重される権利
- すべての介入活動／手順について実施の前に詳しい説明を受ける権利
- 検査の間、友人、家族または支援者にそばにいてもらうよう要求する権利
- 感染症、性感染症、妊娠、HIV の検査のためのサンプル収集を拒否する権利
- 性的暴行証拠キット手順のどの部分でもやめる権利
- 収集された科学捜査用サンプルを警察に提出するかどうかを決定する権利
- 性的暴行証拠キットを最長 6 ヶ月間冷凍することを選ぶ権利 (サンプルを警察に提出する決定を最長 6 ヶ月遅らせることができる。)

F コミュニティリソースの紹介

すべてのサービス提供者は、性的暴行のサバイバーのための適切なコミュニティリソースについて情報を維持し、スタッフとサービス利用者の両方がこの情報を広く利用できるようにする義務を有する。付属書を含む性的暴行プロトコールはこうしたコミュニティリソースのすぐれた手引きとなる。また、サバイバーのニーズと各組織のリソースに適した紹介ができるように、サービス提供者同士が連携を構築・維持することが重要である。

システムのフローチャート—アクセスポイントとサービスのオプション



この図はオタワ地域で被害者/サバイバーがサービスを求めるときに選ぶことができるサービスとアクセスポイントを示している。